

## 令和4年度 支部事業報告

### 1 会 議

(1) 令和4年度長野県動物愛護会長野市支部通常総会

新型コロナウイルス感染症拡大防止に配慮し中止、議案配布、書面による決議とした

(2) 令和4年度長野県動物愛護会長野市支部理事会

開催日：令和4年6月18日（土）

場 所：長野市保健所 動物愛護センター レクチャールーム

議 事：令和4年度通常総会議案事項について

(3) 長野県動物愛護会通常総会

開催日：令和4年7月6日（水）

場 所：長野県動物愛護センター

会議事項：令和4年度通常総会資料について

### 2 愛犬の正しい飼い方しつけ方教室（共催：長野市保健所）

- ・令和4年度は、4月は新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止とし、その他の月は参加人数を制限し実施した
- ・令和3年度は4月、8月、9月、1月、2月、3月は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、12月は、天候不良のため中止とした

開催日程	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和4年度 参加者数	中止	14	16	22	13	16	28	23	20	14	13	9
インストラク ター参加数	—	10	11	8	10	9	10	9	8	10	8	9
参加頭数	—	8	10	14	9	11	17	14	13	9	7	8
令和3年度 参加者数	中止	17	18	13	中止	中止	13	13	中止	中止	中止	中止
インストラク ター参加数	—	17	11	8	—	—	11	12	—	—	—	—

計 令和4年度参加数：188名 （令和3年度参加数：74名）

### 3 犬猫の休日譲渡会（長野市保健所事業協力）

日 時：月1回（愛犬の正しい飼い方しつけ方教室と同日） 13時～15時

場 所：長野市保健所 犬舎 猫舎・動物愛護交流棟 レクチャールーム

譲渡対象猫：長野市登録ボランティアが長野市内で保護した猫

開催方法：完全予約制、30分ごと入れ替え制

猫	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
参加組数	6	9	15	10	1	7	7	9	6	6	7	6	89組
参加者数	15	15	31	21	1	15	13	17	14	18	16	18	194名
参加ボランティア数	8	3	0	2	0	3	5	5	3	7	8	5	49名
譲渡数	2	4	8	3	0	2	2	4	3	0	2	2	32匹

犬	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
参加組数	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	2組
参加者数	-	-	-	8	-	-	-	-	-	-	-	-	8名
譲渡数	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1匹

### 4 令和4年度 動物愛護絵画コンクール

長野市支部管内より小、中学校計9校 72点の応募

豊野中学校3年 山中 零さん 佳作受賞

### 5 市民公開講座

#### (1) 夏休みこども動物愛護教室 「保健所にいる犬・猫のことを知ってみよう」

日 時：令和4年8月3日（水）午前10時から正午まで

令和4年8月4日（木）午前10時から正午まで

参加者：12組（児童7名/保護者5名）

場 所：長野市保健所動物愛護センター レクチャールーム

#### (2) 人とペットの被災への備え

日 時：令和4年9月25日（日）午後2時から3時30分

場 所：長野市役所講堂（第二庁舎10階）

講 師：辻本郁美 氏（認定NPO法人 日本レスキュー協会）

参加者：53名

#### (3) 猫との暮らし方講座

日 時：令和5年3月18日（土）午前10時から午前11時30分まで

場 所：保健所猫舎・動物愛護交流棟 レクチャールーム

参加者：21名

#### (4) よろず猫相談

日 時：令和4年9月17日（土）、12月17日（土）、令和5年3月18日（土）※  
午前10時から正午まで

	9月	12月	3月
参加猫部会員	0	1	1
相談件数	0	1	2

※ 猫の暮らし方講座と同時開催とした

場 所：保健所猫舎・動物愛護交流棟 レクチャールーム

#### 6 家庭犬インストラクターの充実

(1) 家庭犬インストラクター養成講習会 場所：長野市保健所

日 時：令和4年10月29日（土）

【第一回】午前10時～正午（学科） 【第二回】午後1時～午後3時（実技）

令和4年11月29日（土）

【第三回】午前10時～正午（実技） 【第四回】午後1時～午後3時（実技）

講 師：小川 源三郎 先生（（一社）ジャパンケネルクラブ長野県クラブ連合会会長）

インストラクター養成希望者：4名

(2) 家庭犬インストラクター認定講習会

日 時：令和4年12月3日（土）

場 所：長野県動物愛護センター「ハローアニマル」

長野市保健所動物愛護センター レクチャールーム（ZOOMによるオンライン中継）

内 容：「インストラクターとして大切なこと」

～楽しく安全にしつけ方教室を開催するために～

講 師：北村 理恵子 先生（JAHA 認定家庭犬しつけインストラクター）

参加者：11名

#### 7 動物慰霊祭

日 時：令和4年11月19日（土） しつけ方教室終了後

場 所：長野市保健所 正面玄関前

参加数：約50名

#### 8 普及啓発事業

(1) 犬のふん禁止 啓発用看板の譲渡

① お願いします。フンは必ず後始末を。 26枚

② 忘れていませんか？ペットのフンは持ち帰りましょう。 16枚

③ ふん、尿 後始末 8枚

(2) 猫繁殖制限普及啓発補助事業（バースコントロール）

実施数： 170 匹（オス：79匹/メス：91匹）

(3) 猫繁殖制限手術実施のための捕獲檻貸与

貸出実績： 77名

#### (4) 高齢犬表彰

新型コロナウイルス感染拡大防止のため表彰式を開催せず、表彰状の郵送をもって表彰とした

応募頭数 : 58 頭

最高齢 : 19 歳 でんすけ くん

(巽 真由様 飼養 ミニチュアダックスフンド メス)

※表彰対象：大型犬満 13 歳以上、小型犬満 16 歳以上で以前表彰されていない犬

#### (5) 動物愛護啓発用ポケットティッシュ配布

新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

#### (6) 犬のふん禁止 啓発用看板作成

2 種類 各 100 枚 計 200 枚 作成

### 9 「どうぶつあいごだより」発行 (2 回)

発行月：11 月、 3 月

送付先：全会員、関係者

### 10 班活動

#### (1) 犬班活動

ふれあい班活動

内 容：ふれあい班のメンバーにより、長野県ハローアニマルや高齢者福祉施設等に愛犬を連れて行き、施設利用者や来場者と犬とのふれあいを実施

実施状況：

場所	回数	インストラクター人数	参加犬頭数	参加人数 (計)
ハローアニマル	3	3	3	45
小布施町役場	2	2	2	12
計	5	5	5	57

#### (2) 猫班活動

猫に関するボランティア会議 (長野市保健所共催)

日 時：令和 5 年 2 月 23 日 (木・祝) 長野市保健所動物愛護センターレクチャールーム

参加者数：15 名

内 容：

- ・長野市保健所の動物対応状況
- ・ペット防災について
- ・活動報告

### 11 御寄付をいただきました

- ・ 山口 久元 様
- ・ 森 正江 様
- ・ 西山 平四郎 様
- ・ 匿名希望者 (4 名)

## 令和5年度 支部事業計画

動物愛護意識の向上・普及と動物の適正な飼育方法の啓発を図り、人と動物が幸せに共生する潤い豊かな社会の実現のため、次の事業を行う。

### 1 愛犬の正しい飼い方しつけ方教室の実施

実技日程

4月15日(土)	5月20日(土)	6月17日(土)	7月15日(土)※
8月19日(土)※	9月16日(土)	10月21日(土)	11月18日(土)
12月16日(土)	1月20日(土)	2月17日(土)	3月16日(土)

時 間：午後1時から午後3時

※7月及び8月は午前10時から午前11時30分

場 所：長野市保健所 駐車場

### 2 犬と猫の休日譲渡会（長野市保健所事業協力）

日程・時間：愛犬の正しい飼い方しつけ方教室と同様の日時

場 所：長野市保健所 犬舎、猫舎・動物愛護交流棟

### 3 市民公開講座（長野市保健所と共催）

#### (1) 夏休みこども動物愛護教室

内 容：保健所での犬・猫への取組みについて

日 時：令和5年7月

形 式：集合・体験形式での講義

場 所：猫舎・動物愛護交流棟

講 師：動物愛護センター職員

#### (2) 犬のしつけ方について

日 時：令和5年9月以降

場 所：未定

講 師：未定

#### (3) 猫の飼い方教室

日 時：令和5年6月21日(水)から、毎月1回実施

午後2時から午後3時15分(テーマにより3時30分)まで

場 所：長野市保健所 猫舎・動物愛護交流棟 レクチャールーム

講 師：未定

#### (4) よろず猫相談

日 時：令和5年9月16日(土)、12月16日(土)、令和6年3月16日(土)

場 所：猫舎・動物愛護交流棟 レクチャールーム

相談員：猫部会員

#### (5) 地域猫活動について

日 時：令和6年2月3日

場 所：長野市芸術館 アクトスペース

講 師：地域猫アドバイザー 石森信雄 氏

NPO法人 ねりまねこ 亀山知弘 氏

亀山嘉代 氏

#### 4 家庭犬インストラクターの充実

##### (1) 家庭犬インストラクター養成講習会

目 的：家庭犬インストラクターを養成し、愛犬の正しい飼い方しつけ方教室の充実を図る

場 所：長野市保健所（猫舎・動物愛護交流棟（第1回）、駐車場（第2～4回））

日 時：【第1回】令和5年10月21日（土） 午前10時～正午（学科）

【第2回】令和5年10月21日（土） 午後1時～午後3時（実技）

【第3回】令和5年11月18日（土） 午前10時～正午（実技）

【第4回】令和5年11月18日（土） 午後1時～午後3時（実技）

※第2、3、4回は受講者と飼い犬同伴で参加

##### (2) 家庭犬インストラクターの研修 ※市民公開講座と兼ねる

#### 5 家庭犬インストラクター認定講習会

日 程：令和5年12月16日（土）

場 所：長野県動物愛護センター ハローアニマル

（長野県小諸市菱平前新田2725）

講 師：西川 文二 氏

#### 6 動物慰霊祭

日 時：令和5年9月16日（土）譲渡会及びしつけ方教室終了後

場 所：長野市保健所 正面玄関

#### 7 啓発事業の実施

##### (1) 犬について

- ・ 犬の糞捨て防止看板作製及び希望者への配布（前回看板作成：令和4年）

##### (2) 猫について

- ・ 繁殖制限（バースコントロール）補助事業の実施
- ・ 繁殖制限手術実施のための捕獲檻貸与の実施
- ・ 繁殖制限手術推進啓発
- ・ 保健所譲渡事業への協力

##### (3) 終生飼養について ～高齢犬表彰～

目 的：長年、飼い犬に対して適正な飼育・健康管理をしてきた飼い主を表彰し、終生飼養を啓発する。

方 法：応募のあった犬を高齢順に上位10番目までの飼い主・飼い犬を表彰式に招き、以降の応募のあった方へは表彰状を送付する。

場 所：長野市保健所動物愛護センター 猫舎・動物愛護交流棟 レクチャールーム

応募期間：8月1日（火）から8月31日（木）

表 彰 式：9月末頃を予定

##### (4) 動物の適正な飼養管理に係るポケットティッシュの配布

日 時：令和5年9月20日（水） 午前7時～午前8時

場 所：長野駅東西自由通路

#### 8 「どうぶつあいごだより」の発行（年2回）

#### 9 会員研修の実施

防災に関すること

#### 10 ねこ部会：ボランティアの集い

#### 11 長野県動物愛護会動物愛護フェスティバルへの協力

## 長野県動物愛護会長野市支部役員

役 職	氏 名	備 考
理 事	市川 さとみ	新
理 事	金谷 俊平	
理 事	北澤 哲也	
理 事	倉沢 めぐみ	
理 事	栗田 要	
理 事	越石 裕美	
理 事	後藤 久美	
理 事	関 祐子	副支部長
理 事	竹内 秀一	
理 事	武内 修二	支部長
理 事	寺田 直子	
理 事	西田 恵子	
理 事	堀籠 栄子	
理 事	丸田 裕子	
理 事	右田 久里	副支部長
理 事	渡辺 美智江	新 会計
監 事	和田 州平	
監 事	岡宮 正樹	

# 長野県動物愛護会長野市支部規約

## 第1章 総則

(名称及び事務所)

第1条 本会は、長野県動物愛護会長野市支部（以下「本会」という）といい事務所を長野市保健所に置く。

(目的)

第2条 本会は、動物愛護思想の普及啓発を図り、生命の尊重、友愛並びに平和の情操の涵養に資し、人間と動物の共存する豊かな環境づくりと、社会生活の向上進展に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 動物の愛護及び管理に関する法律の思想の普及に関する事業
- (2) 動物に関する共同研究、調査、知識の交換に関する事業
- (3) 動物の飼育管理の適正化と法令違反防止に関する事業
- (4) 動物愛護週間事業に関する事業
- (5) その他目的を達成するために必要な事業

## 第2章 会員及び組織

(組織)

第4条 本会は、原則として長野市に在住し、目的に賛同したものをもって組織する。

(会員)

第5条 会員は、一般会員、賛助会員及び協力会員とする。

- (1) 一般会員は、本会の目的に賛同したもの
- (2) 賛助会員は、本会の目的達成のため協力賛助するもの
- (3) 協力会員は、本会の事業推進、目的達成のため協力するもの

## 第3章 役員

(役員及び選任)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 支部長 1名
- (2) 副支部長 3名以内
- (3) 会計 1名
- (4) 理事 若干名
- (5) 監事 2名

2 支部長、副支部長、会計は、理事の互選により定める。

3 理事及び監事は、総会において、会員のうちから選任する。

(職務)

第7条 支部長は、本会を代表し会務を総括する。

2 副支部長は、支部長を補佐し、支部長事故あるときはこれを代理する。

3 理事は、役員会を構成し、会務を執行する。

4 監事は、本会の業務及び会計の状況を監査する。



(任期)

第8条 役員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

2 補充により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(顧問及び参与)

第9条 本会は、役員会の承認を得て、顧問及び参与を置くことができる。

#### 第4章 会議

(会議)

第10条 本会の会議は、総会及び役員会とし、総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(構成)

第11条 総会は会員をもって、役員会は役員をもって構成する。

(議決事項)

第12条 総会は、この規約に定めるもののほか、本会の運営に関し、重要な事項を議決する。

2 役員会は、この規約に定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に議決した事項の執行に関すること

(2) 総会に付議すべき事項

(3) その他の総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第13条 通常総会は、毎年1回会計年度の始めに開き、臨時総会は、会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。

2 役員会は、支部長が必要と認めたときに開催する。

(議長)

第14条 総会及び役員会の議長は支部長があたる。

(議決)

第15条 全ての会議の議決は、出席者の過半数をもって決する。

#### 第5章 会計

(会計)

第16条 本会の会計は、次により構成する。

(1) 会費

(2) 寄付金

(3) その他の収入

(会計年度)

第17条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(委任)

第18条 この規約の施行について必要な事項は、支部長が役員会の議決を経て別に定める。

#### 附則1

この規約は、平成11年5月17日から施行する。

#### 附則

この規約は、平成25年6月7日から施行する。